消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金 の改定等について

【概要】

平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられるこ とに伴い、定形郵便物(25グラム以下のものに限る。)及び料金 上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物の料金の上限につ いて、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する 法律施行規則の一部を改正し、82円に改定するもの。

【検討経過】

政府として、消費税率を平成26年4月1日に5% 10月1日 から8%へ引き上げることを確認 上限料金を改定する省令案意見募集(パブリック 10月5日 ~11月5日 コメント) 手続 11月12日 情報通信行政・郵政行政審議会答申 【資料目次】 1 省令案の概要・・・・・ 2 省令案・新旧対照条文・・・・ 3 意見募集において提出された意見及び それらに対する考え方・・・・・・ 4 情報通信行政·郵政行政審議会(郵政行政分科会) 委員名簿••

> 平成25年11月14日 総 務

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規 則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

- (1) 平成 26 年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており(平成 25 年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)、郵便料金においてもこれを踏まえた対応が必要となる。
- (2) また、今回の消費税率引上げによる日本郵便株式会社の郵便料金に係る税負担 増加額は約380億円と見込まれる。これは、同社全体の営業利益(25年度通期見 通し220億円)を超える規模であり、郵便料金に消費税率引上げ分を適正に転嫁 することにより対応する必要がある。
- (3) 郵便料金の改定手続は、第一種郵便物(封書)・第二種郵便物(葉書)は届出制、第三種郵便物(定期刊行物)・第四種郵便物(通信教育等)は認可制とされているが、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金(現行80円)を超えてはならないこととされている。このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

2 改正の概要

(1) 郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「80円」と規定されている(第 23 条)。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「82円」に改正する。

<80 円(現行)×108/105(消費税率引上げ分)=82 円(1 円未満四捨五入)>

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち 25 グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「80円」と規定されている(第 23 条)ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「82円」に改正する。

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

参考資料

消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する政府方針

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について (平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)

- 1. <u>消費税率の引上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。</u>その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
- 2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
- 3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
- 4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
- 5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り 簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

郵便の概要

郵便とは

郵便とは、郵便法に基づき日本郵便株式会社が行う信書及びその他の一定の物(大きさ等の制限の範囲内の物)の送達の業務。

サービス内容

サービス提供の原則

〇 あまねく公平

- **〉ユニバーサルサービス**
- 〇 なるべく安い料金
- 〇 検閲の禁止、秘密の確保等

基本サービス

- 〇 内国郵便
 - ・第一種郵便物(封書) 料金は事前届出制
 - ・第二種郵便物(葉書)
 - ・第三種郵便物(定期刊行物) 料金は認可制
- 〇 国際郵便

(通常(書状:2kg以下、点字:7kg以下 等)、小包:30kg以下、 EMS:30kg以下)

付加価値サービス

基本サービスに付加価値を伴う特殊取扱 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、 特別送達、その他

サービス水準

集配頻度

- 〇 引受け
 - ・ポスト 週7日
 - ・窓口 週5日~7日
 - ※ポストは各市町村内及び特別区内に満遍なく設置
 - ※窓口業務を行う郵便局をあまねく全国において利用されることを旨として設置
- 〇 配達 週6日 1日1回(原則)

速度

国内全域 原則として3日以内

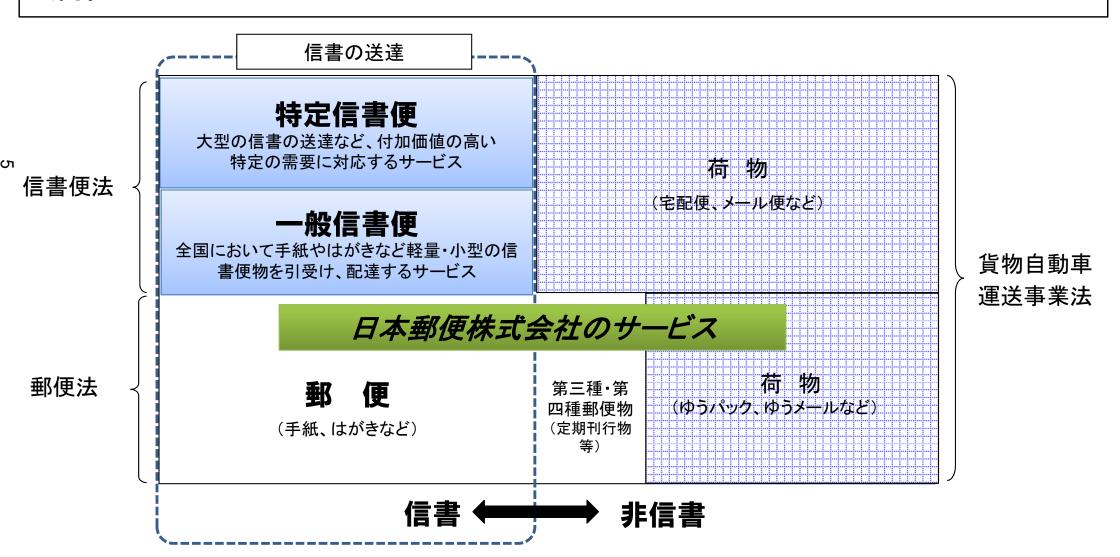
配達地域

原則として全国あまねく戸別(あて所)配達

料金

郵便と信書便の関係

- 平成15年4月の信書便法(※)施行により、国の独占とされてきた信書の送達について、全面的に競争原理を導入。※信書便法=民間事業者による信書の送達に関する法律
- 郵便は、郵便法に基づき、ユニバーサルサービスの提供義務を課し、日本郵便株式会社が引き続き提供。
- 〇 信書便事業には、「全国全面参入型の一般信書便事業」と「特定のサービスのみを提供する特定信書便事業」の2種類がある。



信書便の概要

一般信書便事業

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



ユニバーサルサービスを確保するため、次の条件を満たすことが必要。

- (1)全国均一料金
- (2) 最軽量の場合※については、80円以下の料金 ※25g以下
- (3)随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4)週6日以上の配達

特定信書便事業

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

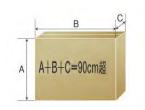
①大きい又は重いサービス(1号役務)長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は 重量が4kgを超える信書便物を送達する もの

②速いサービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの

③高いサービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの



又は







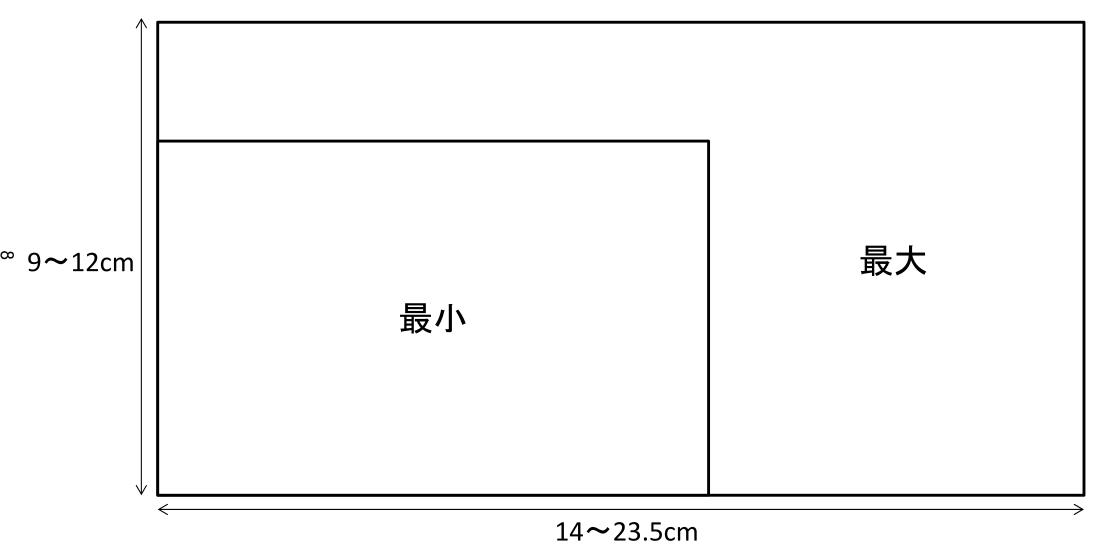
1,000円を超える料金

郵便料金の改定手続・適合条件

種別	日山・惣京の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)							
(生力)	届出・認可の別 	料金の上限	その他						
第一種郵便物(封書)	届出制	・25グラム以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して <u>総務省令で定める額(※)</u> を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。今般「80円」から「82円」に改正。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	 ・郵便事業の能率的な経営の下における 適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと 						
第二種郵便物 (葉書)	届出制	・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いもの であること							
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たって は審議会への諮 問が必要	・同一重量の第一種郵便物の料金の額よ り低いものであること	・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く)						
第四種郵便物 (通信教育等)	認可制 ※認可に当たって は審議会への諮 問が必要		・定率又は定額をもって明確に定められていること・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと						

定形郵便物の大きさ及び形状

- ・表面及び裏面は長方形
- ・厚さは最も厚い部分において1cmを超えないもの



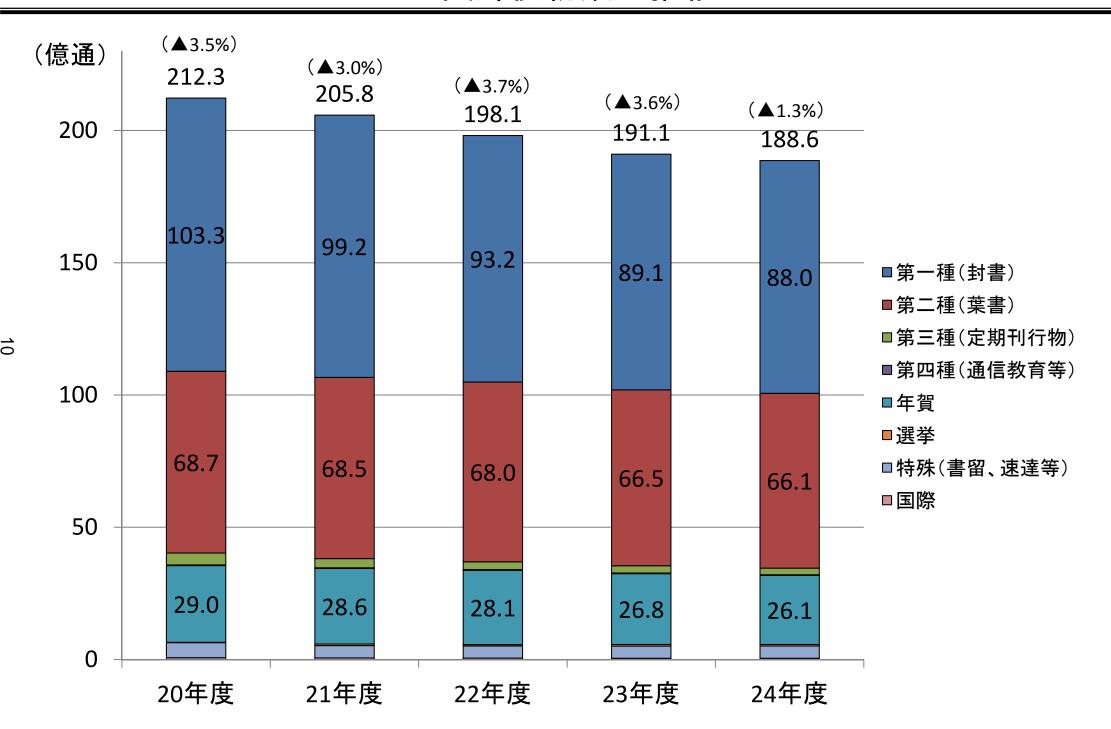
※郵便法施行規則第22条で規定。料金上限規制の対象となる25g以下の信書便物の大きさ及び形状も同様(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第22条)。

主な郵便料金の推移

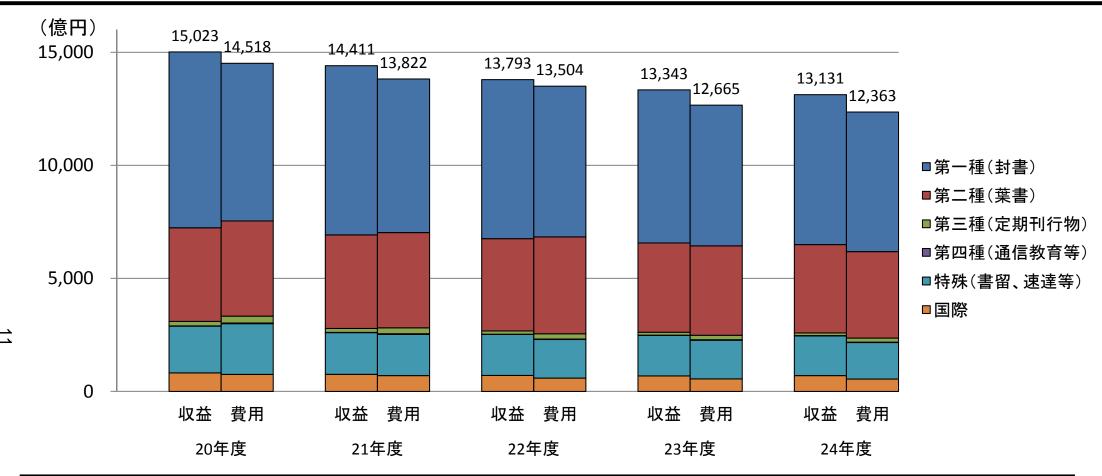
	第一種	(封書)	第二種			
	定	形	通常葉書			
	~ 25g	~50g	四币未 音			
昭和56. 1. 20~	60円	70円	30円			
昭和56. 4. 1~	↓	→	40円			
平成元. 4. 1~	62円	72円	41円	消費税3%導入		
平成6. 1. 24~	80円	90円	50円			
平成9. 4. 1~	↓※	↓※	↓※	消費税5%に引上げ		

[※]平成9年4月1日からの消費税率5%への引上げ時は、消費税率引上げ分を経営努力により吸収し、郵便料金を据え置いた(当時は郵便事業は国営)。

引受郵便物数の推移



郵便事業の収支の推移



	平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度			平成24年度				
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
第一種(封書)	7,780	6,976	804	7,484	6,796	688	7,035	6,668	366	6,774	6,226	548	6,633	6,175	458
第二種(葉書)	4,145	4,213	▲ 67	4,142	4,214	▲ 73	4,084	4,283	▲199	3,948	3,956	▲8	3,910	3,827	83
第三種(定期刊行物)	199	304	▲ 105	173	262	▲89	145	234	▲89	131	198	▲ 67	117	178	▲ 61
第四種(通信教育等)	10	28	▲18	9	31	▲21	9	23	▲ 14	8	20	▲ 11	8	19	▲ 11
特殊(書留、速達等)	2,069	2,246	▲ 177	1,847	1,818	29	1,816	1,707	108	1,795	1,710	85	1,762	1,616	145
国際	819	752	68	756	702	54	706	589	116	686	556	130	700	547	153
計	15,023	14,518	504	14,411	13,822	589	13,793	13,504	288	13,343	12,665	678	13,131	12,363	767